

# 消火器の訪問販売にご注意！

消火器販売業者による高額な消火器の売りつけ事案が急増しています



（消費者庁イラスト集より）

【セールストークの一例】

- ・消火器の耐用年数が過ぎています。
- ・置いていないと火災のとき大変です。
- ・●●消防署の署長が勧めています。
- ・消火器の点検にきました。

## トラブル防止のために、覚えておきましょう

- 一般住宅に、消火器の設置義務はありません。交換頻度のきまりもありません。
- 消防署は、消火器の販売・あっせんをしません。
- あやしい！と思ったら、その場できっぱり断りましょう。



県消費生活センター  
ケロちゃん

おかしいな・・・と思ったら、  
消費生活センターにすぐ相談！

局番なしの

188

覚えてケロ♪

相談先（消費者ホットライン）〔188（いやや！）〕

最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。1人で悩まず相談しましょう！